

## 2 岩手県版GAPチェックシートの点検の仕方

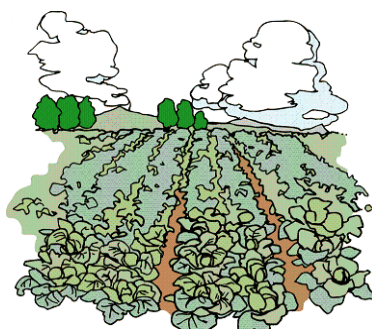
○ チェックシート（基本様式）に記載している、「項目」、「内容」のチェックは、以下に示す事項を点検して行います。

○ ★印は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に関連する取組項目であることを示しています。

### （1）土づくりの励行

#### 有機物施用による土づくりを行いましたか

(1)-1-1	堆肥、稲わらなどの有機物を施用している ★
点検	堆肥、稲わらなどの有機物を施用していればチェックできます。
説明	<p>地力の維持向上を図るための対策として、堆きゅう肥の施用、土づくり肥料の施用、輪作などの個別技術を総合的に組み合わせて実施することが重要です。中でも堆きゅう肥は作物に養分を供給するだけでなく、物理性、化学性、生物性を総合的に改善して根域の環境をよくすることができる優れた資材です。また、有機物は土壌の物理性改善のためになくてはならないものです。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物理性：保水性、排水性、透水性、易耕性</li> <li>化学性：養分の供給、緩衝能、有毒物質の除去</li> <li>生物性：窒素の固定、有用微生物の活性増加、病原菌や害虫の抑止効果（「岩手県土壌・施肥管理指針」より）</li> </ul>
(1)-1-2	有機質資材を施用している ★
点検	圃場に堆肥以外の有機質資材を施用していればチェックできます。 有機質資材の例：特別栽培で使用する有機質入り肥料や乾燥鶏ふん、腐植酸肥料など
説明	有機質資材の多くは分解に伴ってゆるやかに肥効を示します。また、腐植含量の多い資材は土壌物理性や化学性に影響を与えます。これらの効果は環境への負荷低減や農業の自然循環機能の維持・増進を考える上で重要な意味を持ちます。
(1)-1-3	緑肥を栽培している ★
点検	畑作物や野菜などを作付ける前、あるいは作付け後にエンバクなどの緑肥を作付けし、鋤込んでいればチェックできます。
説明	緑肥は土壌を肥沃化するために古くから利用されてきました。粗大有機物としての土壌改良効果のほか、マメ科植物の緑肥利用による土壌の肥沃化や、有害センチュウ類の抑制、過剰な塩類の除去等の効果も期待できます。



## (2) 適切な施肥

### 肥料は栽培マニュアル等の施肥基準に基づいて施用しましたか

(2)-1-1	施肥基準に基づき施用した ★
点検	施肥基準や栽培基準に基づいた施肥をしていればチェックできます。
説明	肥料成分は溶脱や流亡などで、地下水や河川を汚染する原因となるため、過剰な施肥は避ける必要があります。各地域の施肥基準や栽培暦には、その地域で効果的な施肥体系が記載されているので、それらを参考に適切な施肥を実施しましょう。
(2)-1-2	土壌診断に基づき施用した ★
点検	土壌診断の結果に基づいた施肥をしていればチェックできます。
説明	土壌診断は、適正な施肥管理や肥料コストの低減に有効な手段です。特に、適正な施肥体系を考える上で重要な減肥基準や補給型施肥基準を活用する際には、土壌診断結果が必要不可欠です。

## (3) 適切な防除

### 種子を更新しましたか

(3)-1-1	種子由来の病害を防除するために種子更新した
点検	(種子更新が可能な作物において) 来歴の明確な種子を使用していればチェックできます。
説明	種子伝染性病害の防除の観点から、種子更新は重要です。また、種子更新しないと品種の退化や農産物の品質低下などを招く原因になります。

### (3) 適切な防除 (続き)

#### 農薬を使用する前にラベル等で使用方法を確認しましたか

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| (3)-2-1 | 農林水産省の登録番号を有する登録された農薬であるか確認 ★  |
| (3)-2-2 | 使える作物 ★                        |
| (3)-2-3 | 使用量・倍率 ★                       |
| (3)-2-4 | 使用時期 ★                         |
| (3)-2-5 | 使用回数 ★                         |
| (3)-2-6 | 農薬は、使用基準に沿って必要量を調整し、圃場で使い切っている |

必ず全部守ること (使用基準)

#### 点検

農薬のラベルを確認し、使用できる作物、使用量・倍率、使用時期、使用回数を記載のとおり農薬を使用していればチェックできます。

#### 説明

農薬の使用基準を遵守すれば、使用した農薬が残留基準を超えないよう設定されています。ただし、同じ農薬でも作物によって使用基準が異なる場合があるため、使用前にラベル等で使用基準を確認しましょう。

### (3) 適切な防除 (続き)







#### 農薬を使用する前にラベル等で使用方法を確認しましたか (続き)

(3)-2-7	その他の注意書き ★
点検	農薬のラベルを確認し、注意書きに記載のあるとおり農薬を使用した場合にチェックします。
説明	ラベルには農薬を安全に使用するための様々な注意事項が示されています。散布者自らが、農薬の使用に伴う事故に巻き込まれないようにしたり、また周辺環境に危被害を及ぼさないようにするためにはラベルの注意書きを守ることが大切です。






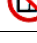

#### ○注意・警告マーク (注意タイトルの前に表示)

	効果・被害等の注意		安全使用上の注意		警告 本剤は <b>医薬用外毒物</b> につき取扱いに十分注意する。
---	-----------	---	----------	---	-------------------------------------

#### ○行為の強制マーク (必ずすること)

マーク	マークの意味	注意事項
	マスク着用	散布時は、農薬用マスク (防護マスク) を着用する。
	メガネ着用	散布液調製時、保護メガネを着用し、薬液が眼に入らぬように注意する。
	手袋着用	散布時は、不浸透性手袋を着用する。
	防除衣着用	散布時は、不浸透性防除衣を着用する。
	厳重保管	必ず農薬保管庫に入れ、カギをかけて保管する。
	その他の行為の強制	このマークの後に意味する文字を記載する。

#### ○行為の禁止マーク (してはいけないこと)

マーク	マークの意味	注意事項
	河川流出禁止 (魚介類注意)	毒性・水産動物に強い影響有り河川、湖沼、海域、養魚池に飛散・流入する恐れのある場所では使用しない。
	桑園付近使用禁止 (カイコ注意)	蚕に長期間毒性があるので、付近に桑園がある場合は使用しない。
	かぶれる人使用禁止 (カブレ注意)	かぶれやすい人は散布作業はしない。施用した作物などに触れない。
	蜂巣箱への散布禁止	ミツバチに対して毒性が強いのでミツバチ及び巣箱に絶対にかからないよう散布前に養蜂業者と安全対策を十分協議する。
	施設内使用禁止	ハウス内や煙霧のこもりやすい場所では使用しない。
	飲用禁止	飲めません。飲用禁止。 *飲料用包装と酷似する容器に記載
	その他の行為禁止	その他使用禁止の場合。 *記号の付近に使用禁止の文字と意味する文章を記載する 【例】育苗箱に使用禁止

### (3) 適切な防除（続き）

#### 農薬を減らす工夫（病害虫を発生させない工夫）をしていますか

(3)-3-1	除草などの圃場衛生管理をしている ★
<b>点検</b>	病害虫の発生を少なくするため、除草等の作業（草刈りや機械除草、マルチ栽培や防草シートによる被覆など）を実施していればチェックできます。
<b>説明</b>	病害虫を防除する際に、発生量が多いといくら農薬を使用しても被害を十分抑えることができません。圃場の衛生管理は病害虫を発生を抑えるために必要な対策の一つです。 例①：ネギアザミウマは雑草が多い場合に、発生が増加することがあります。 例②：水田雑草（畦畔も含む）は斑点米カメムシ類の被害を助長します。
(3)-3-2	散布前に病害虫の発生状況を確認した ★
<b>点検</b>	薬剤を散布する前に、圃場の病害虫発生状況を観察していればチェックできます。
<b>説明</b>	病害虫が発生していない場合や、防除の必要がない場合に農薬を散布することは、過剰防除となります。環境への負荷低減やコストを削減するため、過剰な防除は避ける必要があります。
(3)-3-3	輪作を実施した ★
<b>点検</b>	輪作の実施が可能な作物、栽培体系において、土壌病害虫などを発生しにくい環境にするため、同じほ場で同じ作物を連続して栽培しないよう輪作を実施する場合に、チェックすることができます。
<b>説明</b>	同じほ場で、同じ作物を連続して栽培すると、土壌病害の発生や土壌塩基バランスの乱れ等から、連作障害が発生しやすくなります。そのため、栽培作物をローテーションして、生産安定と農薬の使用量削減に努めることが必要です。
(3)-3-4	病害虫による被害部や腐敗果等はほ場外へ撤去した ★
<b>点検</b>	被害の拡大防止のため、病害虫による被害果等を圃場外へ撤去していればチェックできます。
<b>説明</b>	病害虫による被害部や腐敗果などは、そのままにしておくと病害虫の増殖源や翌年の発生源になる場合があります。効率的な防除を行うためには、病害虫が発生しにくい環境を整えることが重要です。
(3)-3-5	微生物農薬や天敵、フェロモン剤等を利用した ★
<b>点検</b>	使用可能な資材類がある作物において、微生物農薬や天敵、フェロモン剤など環境に負荷の少ない農薬を利用していればチェックできます。
<b>説明</b>	天敵や微生物、フェロモン剤などの利用により、病害虫の密度増加を抑えることができます。しかし、化学合成農薬と比較して殺虫効果は弱いので、多発時は十分な効果は期待できない場合があるため注意が必要です。

### (3) 適切な防除 (続き)

#### 農薬を減らす工夫 (病害虫を発生させない工夫) をしていますか (続き)

(3)-3-6	<b>【米】 補植終了後は直ちに置き苗を処分した ★</b>
<b>点検</b>	田植え終了後に置き苗を水田に残さなかった、または、補植が終わったらすぐに置き苗を処分した場合にチェックできます。
<b>説明</b>	水稻で最も重要な病害はいもち病です。置き苗はいもち病の発生源になります。置き苗は畦畔に上げたり、裏返しにしても発生源になる場合があるため、速やかに圃場近辺から取り除くようにしましょう。

### (4) 廃棄物の適正な処理

#### 生産活動上、排出される廃棄物等を適正に処理しましたか

(4)-1-1	稲わら、豆莢、除草した茎葉等を堆肥や飼料として利用したり鋤込んだりしている ★
<b>点検</b>	稲わら、豆莢、除草した茎葉等を有機物として活用していればチェックできます。
<b>説明</b>	作物残さは、有効物資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、環境負荷のひとつとなり得るものです。そのため、作物残さは、堆肥資や飼料等に利用することが必要です。
(4)-1-2	使用済みの廃プラスチック・廃ビニル等を適正に処理している (廃ビニル等の産業廃棄物は種類別に分別し、それらが飛散・流出しないように保管されている) ★
(4)-1-3	肥料袋などは、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している ★
<b>点検</b>	廃棄物の分別処理を徹底し、処理の記録 (伝票の保存) をしていればチェックできます。
<b>説明</b>	農業生産による環境負荷は肥料や農薬によるものだけではありません。農業生産に伴い、使用済みのビニールやマルチフィルム、肥料の空袋、農薬の空容器などが発生します。これらは焼却するとダイオキシンの発生源になったり、放置すると地下水や河川の汚染源になるなど、環境に悪影響を与えるため、適正に処理する必要があります。
(4)-1-4	代かき後の濁水や農薬・肥料施用後の水田水、農薬の廃液などを流出させていない (薬剤処理後、1週間程度の止水期間を設ける) ★
<b>点検</b>	浅水で代かきを行ったり、農薬の散布後に一定期間止め水するなど、河川等へ濁水や農薬成分を流出させない対策を実施していればチェックできます。米以外では、希釈した農薬の残液や散布機の洗浄水を河川等への影響がない場所で処理をしていれば、チェックできます。
<b>説明</b>	代かきや田植え時の田面水には肥料成分が含まれているため、浅水での代かきと強制落水の防止により、肥料の流出が抑えられます。また、水田からの農薬成分の流出は河川環境に影響するとともに、薬効低下にもつながるため、薬剤散布後の止め水管理が必要です。

## (5) 情報の収集

### 研修会参加やパンフレット等により防除や栽培等に関する情報を収集しましたか

(5)-1-1	研修会や座談会、指導会等に参加した
<b>点検</b>	研修会や座談会などに参加し、新しい情報の入手に努めていればチェックできます。
<b>説明</b>	農産物の安定生産や生産に伴う環境への負荷低減を図るためには、これらに関する新たな知見や情報を手に入れることが重要です。講演会や研修会、指導会に積極的に参加することは自らの経営改善につながるだけでなく、食の安全確保に向けた取り組みをアピールすることは、消費者が求める「安心」につながります。
(5)-1-2	商品や農薬等のパンフレットに目を通した
<b>点検</b>	新しい商品や農薬について、パンフレットやカタログを確認したり、指導者の指導を受けたりして、内容や注意事項等について理解を深めていればチェックできます。
<b>説明</b>	(5)-1-1の説明を参照してください。
(5)-2-1	栽培マニュアルや栽培基準を確認した ★
<b>点検</b>	新しい情報や変更点を確認するため、栽培マニュアルや栽培基準等を読んでいればチェックできます。
<b>説明</b>	栽培体系や防除体系は新たな資材や農薬の採用によって、より効果的かつ効率的なものになります。特に農薬は過去の栽培暦等に記載されているものが登録失効などで使用できなくなっている場合もあるため、最新の栽培マニュアルや栽培基準を確認するようにしましょう。
(5)-2-2	病虫害の予察情報を確認した ★
<b>点検</b>	病虫害の発生について、随時、病虫害防除所や普及センター、農協等からの情報を確認していればチェックできます。
<b>説明</b>	病虫害による被害を最小限に抑えるためには、病虫害の発生状況や発生予想に注意しておくことが重要です。普及センターや農協が提供する指導資料は管内の病虫害発生状況などが記載されているので、常に最新情報に注意するようにしましょう。また、本県の「いわてアグリベンチャーネット」では病虫害防除所から出される最新の予察情報を確認することができます。

## (6) エネルギーの節減

### 不必要・非効率なエネルギー消費がないよう工夫していますか

(6)-1-1	温室等において適切な温度管理をしている ★
<b>点検</b>	施設ごとに、施設内温度並びに異常高温や異常低温などの事項を確認し、記録していただければチェックできます。
<b>説明</b>	燃料の無駄な使用を防ぐとともに、作物の生育や品質に問題等生じた場合に遡及できるよう、管理状態を把握しておくことが重要です。

## (6) エネルギーの節減 (続き)

### 不必要・非効率なエネルギー消費がないよう工夫していますか (続き)

(6)-1-2	暖房機等の定期的な点検をしている ★
<b>点検</b>	暖房機や農業機械などを定期的に点検し、点検結果等の記録を残していればチェックできます。
<b>説明</b>	暖房機や機械の老朽化や不具合は、燃料や電力の非効率な消費の原因になります。定期的な保守・点検は無駄なエネルギーの消費を少なくします。
(6)-1-3	農薬の散布液の調製は面積分 (使う分だけ) 行っている ★
<b>点検</b>	散布計画を立て、必要な量の農薬を調製していればチェックできます。
<b>説明</b>	過剰に調製して余った農薬をむやみに捨てることは環境負が大きくなるだけでなく、生産コストの増大にもつながるため、農薬は必要量を調製するようにしましょう。また、農薬事故を防止するために、調製した農薬の余りを他の容器に移し替えて保存するのはやめましょう。

## (7) 生産情報の保存

### 種子や苗の保証票や生産資材の購入伝票を保存していますか

(7)-1-1	種子や苗の保証票を保存している ★
<b>点検</b>	種子や苗の保証票を保管していればチェックできます。
<b>説明</b>	種子や苗を販売する場合には、品種名や販売業者名、農薬の使用履歴などの事項について表示することが義務付けられています。これらは付属している保証票などで確認でき、来歴の明確な種苗を使用していることを証明する大事な情報です。万が一のトラブル等に備えてこれらの保証票を保管しておくことが重要です。
(7)-1-2	種子や苗、農薬や肥料などの購入伝票を保存している ★
<b>点検</b>	種子や苗、農薬、肥料などの購入伝票を保存していればチェックできます。
<b>説明</b>	自らの経営について点検・改善するためには、農業生産に関する記録を残すことが重要です。なお、過去の経営状況の確認や比較を考えると、伝票類の保存期間は3年が目安です。

### 生産履歴を記帳していますか

(7)-2-1	農協等から示された栽培記録簿を記帳している ★
<b>点検</b>	農協等で示された栽培記録簿を記帳していればチェックできます。
<b>説明</b>	自らの経営について点検・改善するためには、伝票類だけでなく、作業内容がわかる記録が必要です。これについても過去との比較から、関係書類等の保存期間は3年が目安です。また、農業生産に伴う記録を残しておくことは、自らの安全な生産の取り組みの証明となり、万が一、トラブルやクレームが発生した場合に、原因の究明や対策の検討を行う際に有用な情報です。



## (7) 生産情報の保存 (続き)

### 生産履歴を記帳していますか (続き)

(7)-2-2	農薬の使用履歴を記帳している ★
(7)-2-3	肥料の使用履歴を記帳している ★
<b>点検</b>	ノートや日記などに農薬・肥料の使用履歴を記載していればチェックできます。また、農協で示された栽培記録簿に同様の内容を記入している場合でもチェックできます。
<b>説明</b>	(7)-2-1の説明を参照してください。
(7)-2-4	資材の殺菌消毒履歴を記帳している ★
(7)-2-5	機械・器具の保守管理履歴を記帳している ★
(7)-2-6	日常の作業内容などを記帳している ★
<b>点検</b>	資材の殺菌消毒した場合や機械・器具の保守管理を行った場合に、その履歴を記帳していればチェックできます。また、日々の農作業の内容について記帳していればチェックできます。
<b>説明</b>	(7)-2-1の説明を参照してください。

## (8) 農薬の飛散・残留防止対策

### 農薬の飛散低減対策を行いましたか

(8)-1-1	飛散低減ノズルを利用した ★
<b>点検</b>	農薬散布機のノズルに飛散低減用を使用していればチェックできます。「散布機の風量を必要以上に強くしないこと」などと置き換えてもかまいません。
<b>説明</b>	近隣圃場から、または、近隣への農薬飛散により、意図しない農薬が残留し、農産物が出荷停止になってしまうことも懸念されます。農薬飛散防止対策を実施し、農薬飛散のリスクを低減するようにしましょう。
(8)-1-2	強風時の散布を避けた ★
<b>点検</b>	農薬散布を行う場合に、強風時を避け、朝夕など風が弱い時間に作業を行うように注意していればチェックできます。
<b>説明</b>	(8)-1-1の説明を参照してください。

## (8) 農薬の飛散・残留防止対策

### 農薬の飛散低減対策を行いましたか（続き）

(8)-1-3	粒剤等の飛散しにくい剤型を選択した ★
点検	農薬の飛散が懸念される場合、粒剤や粉剤DLなどの飛散しにくい剤型の農薬を使用している場合にチェックできます。 また、フェロモン剤など飛散のおそれのない農薬を使用している場合もチェックできます。
説明	(8)-1-1の説明を参照してください。

### 防除器具の洗浄や使用前点検を行いましたか

(8)-2-1	散布機は散布終了後、ただちに洗浄した ★
点検	散布終了後、ただちに散布機やタンクを洗浄するようにしていればチェックできます。
説明	農薬散布後、タンク内やホースの中には使用した農薬が残っており、機器の洗浄が不十分だと、別の作物に使用する農薬へ混入し、農薬が残留する原因になるおそれがあります。また、散布後、早めに洗浄しないと、薬液が固化して洗浄しにくくなり、予期しない農薬残留の原因になる可能性があります。
(8)-2-2	散布機が正常に作動するか使用前に点検した ★
点検	散布前に散布機の作動に異常がないか点検していればチェックできます。
説明	散布機が故障していると、適正な散布量で散布できず、防除効果が不安定になったり、農薬が残留するおそれがあります。

### 周辺の栽培作物及びその収穫時期を確認しましたか

(8)-3-1	周辺の栽培作物、農薬の散布時期、収穫時期などを把握している
点検	周辺圃場の生産者と、お互いの農薬散布時期や収穫時期について情報を交換していればチェックできます。
説明	農薬飛散防止対策を実施し、農薬飛散のリスクを低減することが重要ですが、近隣圃場の生産者と情報交換し、栽培体系を把握することで実施できる農薬の残留防止対策もあります（例：周辺の栽培作物にも適用のある農薬を選択する、農薬散布作業の前に収穫を行うなど）。
(8)-3-2	周辺圃場の栽培者と情報交換をしている
(8)-3-3	こちらの情報も相手に伝えている
点検	周辺圃場の生産者と、お互いの農薬散布時期や収穫時期について情報を交換していればチェックできます。
説明	(8)-3-1の説明を参照してください。

## (9) 適切な資材管理

### 肥料や農薬は整理整頓して保管していますか

(9)-1-1	肥料と農薬を分けて保管している ★
<b>点検</b>	肥料と農薬が区別され、整理整頓された場所で保管していればチェックできます。
<b>説明</b>	肥料や農薬を乱雑なままに置いておくと、それぞれの誤使用につながるおそれがあります。また、知らないうちに期限切れ農薬となってしまう、処分料など無駄なコストの原因になる例もあります。
(9)-1-2	農薬保管庫には鍵をかけている ★
(9)-1-3	農薬の飲食用容器等への移し替えはしていない ★
(9)-1-4	毒劇物の飛散・漏出防止に努めている ★
<b>点検</b>	施錠できる保管庫あるいは施錠できる場所に農薬を保管し、盗難や誤飲などへの防止対策を実施していればチェックできます。
<b>説明</b>	農薬は、盗難にあつて犯罪に利用されたり、小さい子供が誤飲したりすると人命に関わる事態となります。特に、使いかけの農薬を納屋やハウスなどに放置することや残液を飲食物の容器に移し替えるなどの行為は極めて危険であることを認識しなければなりません。

(10) 農作業安全

農作業従事者の安全を確保していますか

(10)-1-1	各作業に適した服装・装備（手袋、マスク、ヘルメット等）をしている ★
(10)-1-2	防除作業後は防護服をよく洗浄し保管している
<b>点検</b>	農薬散布時のマスク着用など、各作業にあわせた服装・装備をするとともに、防除作業後には防護服を洗浄し保管していれば、チェックできます。
<b>説明</b>	農薬散布や機械作業などには、中毒やケガの危険をともないます。作業者の安全を確保するには、各作業に合わせた服装・装備をして行う必要があります。
(10)-1-3	1日当たりの作業時間の設定と休憩の取得に配慮している ★
(10)-1-4	体調が優れないときは危険を伴う作業を控えている
(10)-1-5	定期的に健康診断を受診している ★
<b>点検</b>	一日の作業時間が8時間を超えないよう努めるとともに、定期的に健康診断を受ける等、日頃から健康管理に努めていれば、チェックできます。
<b>説明</b>	余裕をもって無理のない作業計画を立てるとともに、定期的に休憩を取るなど、作業者の負担に注意しつつ、無理のない作業を行うことが重要です。また、健康状態によっては作業を休む、作業の手順や分担の見直しなど、事故の発生を未然に防ぐ取組が重要です。
(10)-1-6	高齢者や年少者、妊婦等に危険な作業をさせないように配慮している ★
<b>点検</b>	高齢者や年少者、妊婦等に機械作業や高所作業など、危険をともなう作業に従事させないように配慮していれば、チェックできます。
<b>説明</b>	重量物の取扱い、高所作業等危険性の高い作業は高齢者や年少者、妊婦等が行うと事故の危険性が高まります。そのため、作業に従事する人をあらかじめ制限することが必要です。

農作業での危険を回避する取組を行っていますか

(10)-2-1	農作業にあたり危険な作業や場所を把握している ★
<b>点検</b>	日頃の作業手順や作業環境、危険箇所を確認していればチェックできます。
<b>説明</b>	日頃従事し慣れている作業でも、ヒヤリとした経験が誰しもあると思います。そういった危険と思われる作業内容や場所を把握し、他の作業者と情報共有することで、事故防止につながります。

## (10) 農作業安全（続き）

### 農作業での危険を回避する取組を行っていますか（続き）

(10)-2-2	機械・器具の使用にあたっては、安全装置の確認、使用前点検を実施している ★
(10)-2-3	機械・器具は、使用説明書をよく読んで、適正に使用し定期的に点検・整備している ★
<b>点検</b>	農作業に使用する機械や器具について、安全装置の確認、使用前点検を実施するとともに、適正な使用、定期的な点検・整備を実施していればチェックできます。
<b>説明</b>	誤った方法での機械・器具の操作・使用は思わぬ事故につながる恐れがあります。危険を回避するには、それぞれの機械・器具について適正な使用方法に心掛ける必要があります。また、機械・器具の使用にあたって、安全装置の確認、使用前点検を実施することも必要です。 機械・器具の定期的な点検・整備は地味な作業ですが、作業中の故障を減らし、事故の防止につながります。

## (11) 衛生管理・品質確保

### 高品質な農産物を生産するために仕分け、分別をしていますか

(11)-1-1	【米・麦・大豆】倒伏や病害虫による被害籾や高水分籾を区分収穫した ★
<b>点検</b>	倒伏や病害虫による被害籾や高水分籾を区別して収穫した場合にチェックできます。
<b>説明</b>	高品質で安全な農産物を生産・供給するため、倒伏し土が付いたものや病害虫の被害にあったものなど、異物の混入を防ぐとともに、かび毒の汚染リスクを減らすよう、区別して収穫することが必要です。
(11)-1-2	【野菜・果樹】罹病果や落下果など汚染されたものあるいは汚染された可能性があるものは分別した ★
(11)-1-3	【果樹：りんご】傷果発生防止に努め、腐敗果の選別・除去を実施した ★
<b>点検</b>	病害虫による被害果や落下等による汚れ果の分別や傷果発生防止、腐敗果の選別・除去を実施した場合にチェックできます。
<b>説明</b>	(11)-1-1を参照してください。りんごでは、かび毒（パツリン）の対策が重要です。
(11)-1-4	【米・麦・大豆】圃場内の雑草や青立ち株を取り除き収穫した ★
<b>点検</b>	圃場内の雑草や青立ち株を取り除き収穫した場合にチェックできます。
<b>説明</b>	(11)-1-1を参照してください。雑草や青立ち株は汚損による農産物の品質低下や収穫時水分の上昇の原因になります。

(11) 衛生管理・品質確保（続き）

高品質な農産物を生産するために仕分け、分別をしていますか（続き）

(11)-1-5	【麦】赤かび病抵抗性品種を導入するとともに、適期防除、適期収穫につとめ、赤かび病が発生した麦や倒伏した麦は別刈りした ★
点検	小麦や大麦で、赤かび病被害粒を低減させる対策を実施していればチェックできます。
説明	デオキシニバレノール（DON）は、主にフザリウム属の真菌（赤かび）が作り出すかび毒で、DONを高濃度に含む食品を食べると、健康被害を引き起こします。DONの含有のリスクを低減するために赤かび病被害粒が混入しないよう配慮する必要があります。

病原性微生物等の付着防止や異物の混入防止対策をしていますか

(11)-2-1	圃場やその周辺環境（土壌や汚染水）、廃棄物、資材等から有害物質等の流入・流出対策等の汚染防止対策を実施した ★
点検	堆肥を製造したり、保管している場合に、屋根や廃汁溝を設置したり、堆肥の全面をシートで覆ったりするなど、降雨時に堆肥や汚水が流出しないような対策を実施していればチェックできます。また、廃棄物や資材を圃場やその周辺に放置しないようにしていればチェックできます。
説明	農産物への病原性微生物等が付着するリスクを減らすため、堆肥やその汚水が圃場や栽培施設へ流入を防ぐ対策を実施しましょう。また、廃棄物や資材は、適切な処理場所や保管場所を決め、圃場やその周辺に放置しないようにしましょう。
(11)-2-2	有害生物（ネズミ、衛生害虫など）の侵入防止対策をしている ★
点検	調製・出荷施設、貯蔵施設を定期的に見回り、ネズミや虫、鳥等が侵入するような箇所がないことを確認していればチェックできます。また、必要に応じて侵入防止対策を実施している場合もチェックできます。
説明	ネズミや虫は食中毒の原因となる病原性微生物を持っている可能性があります。また、鳥もフンをまき散らして収穫物を汚染する可能性があるため、日頃から侵入の有無に注意しましょう。なお、侵入防止対策の例として、①壁の穴をふさぐ、②ネズミとりを使用する、③防鳥ネットを使用する、④必要がないときは施設のシャッターや扉を閉める、などがあります。
(11)-2-3	【米・麦・大豆】土・石の混入を防ぐため、刈取りの高さを調整した
点検	収穫時にコンバイン等の刈取部が土に触れないように、刈取り高さを調整していればチェックできます。
説明	刈取りの位置が低すぎると土や石を収穫機械内に巻き込む恐れがあります。収穫物への異物混入リスクが高まるだけでなく、汚損による品質低下や機械の故障の原因にもなるため、注意しましょう。

(11) 衛生管理・品質確保（続き）

病原性微生物等の付着防止や異物の混入防止対策をしていますか（続き）

(11)-2-4	【米】台風や大雨等により倒伏した場合は刈り分けを行った ★
点検	倒伏した稲株を区分して刈り分けていればチェックできます。
説明	倒伏した稲は青未熟粒を多く含む場合や、土砂が付着している場合があるため、正常なものと同様に刈り分けする必要があります。
(11)-2-5	機械設備や運搬用車両の破損、錆、ネジ・部品等の緩みなどを確認した ★
点検	機械や運搬用車両を定期的に点検・修理し、破損、錆、ネジ・部品等の緩みなどが無いことを確認していればチェックできます。
説明	設備や機械の部品（ネジ・ボルト等）や塗料の破片、錆などが農産物に混入するのを防ぐため、定期的に点検し、必要に応じて修理するようにしましょう。
(11)-2-6	調製・出荷施設、貯蔵施設を定期的に清掃している ★
(11)-2-7	収穫や出荷調製作業で刃物類を使用するときは、作業の前後で刃物類の数量を確認している。また、使用后、刃こぼれがないか確認している
(11)-2-8	出荷調製作業では、衣服の胸ポケットに物を入れないようにしている
(11)-2-9	出荷調製用の作業台には、作業に関係のない物は置かないようにしている
(11)-2-10	出荷調製作業のときは、帽子などかぶりものをしていない
点検	施設を定期的に清掃し、異物混入を防止する対策を実施していればチェックできます。
説明	農産物を扱う施設は常に清潔さを保つことが求められます。また、出荷調整作業時は、異物の混入を防ぐため、服装や所持品にも注意しましょう。

(11) 衛生管理・品質確保（続き）

病原性微生物等の付着防止や異物の混入防止対策をしていますか（続き）

(11)-2-11	施設内において、清掃用品や潤滑油は農産物と離れた場所に置かれている★
<b>点検</b>	清掃用品や潤滑油の置き場所を定め、農産物と混在しないように管理していればチェックできます。
<b>説明</b>	農産物への異物混入や油類による汚染を避けるため、清掃用品や潤滑油は農産物の近くに置かないようにし、保管場所を決めて管理するようにしましょう。
(11)-2-12	収穫・選別・調製作業時にたばこを吸わない ★
(11)-2-13	喫煙・飲食は決められた場所で行っている
<b>点検</b>	収穫・選別・調製作業時など農産物が近くにあるところでは喫煙しないようにしていればチェックできます((11)2-12)。 また、喫煙や飲食をする場所を決め、農産物に影響が出ないように取り組んでいればチェックできます((11)-2-13)。
<b>説明</b>	飲食や喫煙をしながらの収穫・選別・調製作業は異物混入などの原因となるため、農産物に影響のない場所で飲食や喫煙するようにしましょう。また、農場への訪問者にも注意を呼び掛けるようにしましょう。



(11) 衛生管理・品質確保（続き）

病原性微生物等の付着防止や異物の混入防止対策をしていますか（続き）

(11)-2-14	<b>【米】地域のカドミウムの情報を把握している ★</b>
<b>点検</b>	※市町村や農協、農業改良普及センターなどが発行する技術資料でカドミウムに関する情報が記載されていなければ(11)-2-15とともに該当外になります。技術資料などで地域のカドミウムについての情報を把握していればチェックできます。
<b>説明</b>	カドミウムは鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属ですが、日本では過去の鉱山開発等の影響で、カドミウム濃度の高いコメが生産されるおそれのある地域があります。カドミウム濃度の高い食品を摂取し続けると健康に悪影響を及ぼす可能性があることから、コメに含まれるカドミウム濃度を低減させる技術対策の実施は極めて重要です。
(11)-2-15	<b>【米：該当地域のみ】カドミウム対策として、出穂前後各3週間の湛水管理をしている</b>
<b>点検</b>	カドミウム濃度が高い地域では、吸収抑制対策として、出穂前後各3週間の湛水管理を実施していればチェックできます。
<b>説明</b>	土壌中のカドミウムは化学的に様々な状態で存在していますが、その化学的状態によって根から吸収される量が大きく変わるため、適切な管理を実施し、カドミウムの吸収抑制を図ることが重要です。
(11)-2-16	<b>【野菜・果樹】残さ等の廃棄物はネズミなどを引き寄せないよう、適正に処理している ★</b>
<b>点検</b>	残さ等の廃棄物は栽培中の圃場や施設、その周辺に放置していなければチェックできます。
<b>説明</b>	収穫・調製残さ等の廃棄物を放置したままにしておくと、ネズミなどを引き寄せる原因になります。廃棄物は圃場や施設に影響がない場所で保管したり処理するようにしましょう。
(11)-2-17	<b>施設内に照明を設置し、作業を衛生的に行っている ★</b>
<b>点検</b>	照明を設置し、選別作業の問題にならない程度の明るさを確保できていればチェックできます。
<b>説明</b>	高品質な農産物を出荷するには、適度な明るさのある環境で調製作業を行うことが重要です。また、適度な明るさの確保は作業者の疲労を軽減するため、より快適で正確、効率的な作業につながります。
(11)-2-18	<b>農機具は衛生的に管理（保管、取り扱い、洗浄）している ★</b>
(11)-2-19	<b>収穫に使う手袋、ハサミ等の衛生状態を確認した ★</b>
<b>点検</b>	農機具を使用後に洗浄するなど、衛生的に管理していればチェックできます((11)-2-18)。また、収穫に使う手袋やハサミなどの汚れ具合を確認し、適切に洗浄や交換していればチェックできます((11)-2-19)。
<b>説明</b>	農機具は衛生的な状態を保つため、必要に応じて清掃や洗浄を行い、汚れたまま放置しないようにしましょう。また、農作物の可食部に直接触れるハサミなどの農具は、病原性微生物が増えないよう、使ったその日のうちに洗浄することが重要です。

(11) 衛生管理・品質確保（続き）

病原性微生物等の付着防止や異物の混入防止対策をしていますか（続き）

(11)-2-20	収穫コンテナは使用前後に洗浄するなど清潔に保っている ★
<b>点検</b>	収穫コンテナなどを使用する場合、衛生的に保つような取組を実施していればチェックできます。
<b>説明</b>	病原性微生物の増加を防ぐため、繰り返し使用する収穫コンテナなどを衛生的な状態に保つことは非常に重要です。具体的な取組としては、定期的に洗浄する、収穫容器内にシート等を敷くなどがあります。
(11)-2-21	選別・調製作業前に作業者の健康状態を確認した ★
<b>点検</b>	作業者が風邪をひいたり、おなかをこわしていたり、ケガをした状態で作業をしないように注意していればチェックできます。
<b>説明</b>	選別や調製作業の従事者が体調不良となっていたり、ケガをしている場合、農産物に病原性微生物が付着するリスクが高まります。また、体調が悪い時は、ミスが起こりやすくなるなど、大きな事故につながることもあるため、作業者の体調には注意しておくことが重要です。
(11)-2-22	選別・調製作業前に作業者は手を洗った ★
<b>点検</b>	農産物に直接手を触れる場合、事前に手洗いをするようにしていればチェックできます。
<b>説明</b>	作業者は自らが食品を扱っていることを自覚しなければなりません。特に野菜や果樹は生食する場合も多いため、清潔な状態の農産物を出荷することが必要です。

養液栽培では、培養液の汚染の防止に必要な対策を行っていますか

(11)-3-1	【野菜】 培養液の定期的な交換、微生物による汚染低減処理をしている ★
<b>点検</b>	※循環型の水耕栽培のみ該当します。 培養液を定期的に交換していればチェックできます。
<b>説明</b>	養液栽培では、水の微生物汚染を防止するため、水供給システムの保守点検や清掃の実施が重要です。
(11)-3-2	【野菜】 資材・機器の衛生的な保管・取扱い、洗浄・消毒をしている ★
<b>点検</b>	※循環型の水耕栽培のみ該当します。 資材・機器を衛生的に取り扱っていればチェックできます。
<b>説明</b>	機器類は定期的にメンテナンスし、衛生的に保つことが困難となった資材、容器は廃棄し、新しいものに更新することが必要です。

## (11) 衛生管理・品質確保（続き）

### 安全で清潔な包装容器を使用していますか

(11)-4-1	包装容器は堆肥や肥料、農薬、廃棄物等と接触しないように扱っている ★
点検	包装容器が堆肥や肥料、農薬、廃棄物等と接触しないように管理していればチェックできます。
説明	包装容器は箱に入れたり、シートをかぶせたりするなど、堆肥や肥料、農薬、廃棄物等と接触しないように保つことが重要です。

### 貯蔵・輸送時の適切な温度管理を行っていますか

(11)-5-1	【野菜】 必要に応じて、生鮮野菜を冷却した後、低い温度に維持している ★
点検	※予冷が不要な品目は該当外です。 生鮮野菜を予冷庫等を活用し、低い温度で維持するようしていればチェックできます。
説明	出荷した野菜は、品質が低下しないように適切な温度を保つことが重要です。
(11)-5-2	【米・麦】 乾燥、調製、貯蔵における適正な温度管理をしている ★
点検	※乾燥以降の作業を外部委託している場合(CE等の利用)は該当外です。 機械乾燥する場合、乾燥機の説明書に記載された温風の温度を守り、倉庫内に熱や湿気がこもらないように、通風、換気を実施していればチェックできます。
説明	米に発生するカビには、健康に悪影響を与えるカビ毒を作るものもあるため、乾燥調製や貯蔵時にカビを増やさないように管理することが重要です。

## (12) 異品種の混入防止

### 購入時に、種子の確認をしましたか

(12)-1-1	種子納入時に、注文した品種と間違いないか確認している
(12)-1-2	種子の紙袋を使い回していない
<b>点検</b>	注文した種子と、配達された種子が同一品種であることを伝票、ラベル等で確認している場合にチェックできます。また、種子の紙袋の使い回しをしていない場合にチェックできます。
<b>説明</b>	異品種が混入するリスクは、生産段階から保管・流通段階までのいずれの過程にも存在します。まずは、種子の入手時に、品種（銘柄）の間違いがないか、紙袋の使い回しによる異品種混入リスクがないか、きちんと確認することが重要です。

### 浸種・催芽時に、異品種が混じらないよう注意しましたか

(12)-2-1	【米】品種ごとに、網袋を変える、ラベルをつけるなどしている
<b>点検</b>	浸種・催芽時に、品種ごとに網袋を変える、ラベルをつけるなどして異品種混入が生じないよう配慮していればチェックできます。
<b>説明</b>	種子予措の際には、異品種が混入したり、他品種との取り違えが生じるリスクが存在します。塩水選、浸種、催芽や種子消毒時には、品種ごとにラベルをつけたり、網袋を変えるなど、取り違えを防止する対策が重要です。

### 育苗時に、取り違いや異品種が混じらないよう注意しましたか

(12)-3-1	品種ごとに播種日を変えている
<b>点検</b>	品種ごとに播種日を変えていればチェックできます。
<b>説明</b>	播種作業は、多くの工程を同時に処理することとなるため、品種の取り違いや異品種混入が生じやすい環境にあります。品種ごとに播種日を変えることができれば、播種時に異品種が混入するリスクを大幅に低減できます。
(12)-3-2	品種ごとに育苗ハウスを変え、ハウスに品種名を表示している
(12)-3-3	育苗ハウス内は品種ごとに区分している
<b>点検</b>	品種ごとに育苗ハウスを変え、ハウスに品種名を表示する、もしくは育苗ハウス内の育苗箱を品種ごとに配置している場合はチェックできます。
<b>説明</b>	育苗ハウスに苗箱を並べる作業時にも、品種取り違えが生じるリスクがあります。品種毎に育苗ハウスを変え、そのハウスに育苗している水稻品種を明示することで取り違いリスクを低減できます。また、水稻品種ごとの育苗ハウスを用意できない場合は、育苗箱を品種毎に区分して配置し、ハウス内のどこにどのような品種の苗が配置されているか、確認できるようにすることが必要です。

## (12) 異品種の混入防止（続き）

### 育苗時に、取り違いや異品種が混じらないよう注意しましたか（続き）

(12)-3-4	品種の切り替え時には、播種機をしっかりと掃除している
<b>点検</b>	品種の切り替え時に、播種機をしっかりと掃除していればチェックできます。
<b>説明</b>	複数の品種を播種する場合、1つの品種の播種作業が終わったら、播種機をしっかりと掃除し、次に播種する品種への混入が起きないように注意する必要があります。

### 移植前に、前年の作付品種を確認しましたか

(12)-4-1	<b>【米】</b> 前年産と異なる品種を作付する圃場では、「こぼれ種」に注意し、入念に除草している
<b>点検</b>	移植前に、前年の作付品種（作付前歴）を確認していればチェックできます。
<b>説明</b>	前年産と異なる品種（※特に飼料用米は注意）を作付する圃場では、前年作付け品種の「こぼれ種」が発芽・生育して漏生イネとなり混入することがあります。そのような場合には、移植直後に発芽抑制効果のある初期除草剤を散布するなど、コンタミを防止する対策が重要です。

### 移植時に、取り違いや異品種が混じらないよう注意しましたか

(12)-5-1	苗搬送時は、必ず品種を確認している
<b>点検</b>	苗搬送時に、必ず品種を確認していればチェックできます。
<b>説明</b>	苗搬送作業も、品種の取り違いが生じやすい作業の一つです。育苗ハウス内の品種の配置や、苗を搬送する圃場で作付け予定の品種を予め作業員全員で確認しておき、取り違いが生じないように配慮します。
(12)-5-2	一圃場一品種の作付けにしている
<b>点検</b>	一圃場一品種の作付けにしていればチェックできます。
<b>説明</b>	一圃場一品種の作付けにしていれば、田植え時の苗補給の際の品種取り違いや異品種混入リスクを低減できます。
(12)-5-3	<b>【米】</b> 品種の切り替え時には、田植機をしっかりと掃除している
<b>点検</b>	品種の切り替え時には、田植機をしっかりと掃除していればチェックできます。
<b>説明</b>	複数の品種を栽培する場合、1つの品種の田植作業が終わったら、田植機をしっかりと洗浄し、次に植付ける品種への混入が起きないように注意する必要があります。

## (12) 異品種の混入防止（続き）

### 移植時に、取り違いや異品種が混じらないよう注意しましたか（続き）

(12)-5-4	圃場ごとの品種を記録している
<b>点検</b>	圃場ごとに品種を記録していればチェックできます。
<b>説明</b>	圃場ごとに何の品種を栽培しているか、確認できるよう記帳することは、収穫時の品種取り違いや異品種混入を防ぐ上で重要です。

### 出穂時に、性質の違う株がないか確認しましたか

(12)-6-1	【米・麦】圃場ごとに出穂期を確認している
(12)-6-2	【米・麦】圃場の中で出穂期がずれている株は、抜き取りし、JAや普及センターに連絡している
<b>点検</b>	圃場ごとに出穂期を確認します。出穂期がずれている株や性質の違う株は、抜き取りし、JAや普及センターに連絡していればチェックできます。
<b>説明</b>	圃場ごとの品種や田植え日を台帳等で確認し、出穂時期のばらつきや異なる形質の穂が混入していないか確認することが大切です。出穂期がずれている株や性質の違う株は、異品種や、漏生イネである可能性があります。性質の異なる穂の株を抜き取るとともに、それらの発生頻度もあわせて確認し、JAや普及センターに連絡することが重要です。

### 刈取り時に、異品種が混じらないよう注意しましたか

(12)-7-1	【米・麦・大豆】刈取り前に品種の確認をしている ★
<b>点検</b>	刈取り前に品種の確認をしていればチェックできます。
<b>説明</b>	異品種の混入や品種の取り違いを防ぐために、刈取り予定圃場の作付品種を台帳等で事前に確認した上で収穫することが重要です。
(12)-7-2	【米・麦・大豆】刈取り前、品種の切り替え時にはコンバインの清掃をしている ★
(12)-7-3	【米・麦・大豆】品種の切り替え時には、穀類搬送機、フレコン等の清掃をしている ★
<b>点検</b>	刈取り前、品種の切り替え時にはコンバインや穀類搬送機、フレコン等の清掃をしていればチェックできます。
<b>説明</b>	複数の品種を刈取りする場合、1つの品種の刈取り作業が終わったら、コンバインや穀類搬送機、フレコン等をしっかり清掃し、残留穀を除去することが必要です。

## (12) 異品種の混入防止（続き）

### 乾燥調製作業時に、異品種が混じらないよう注意しましたか

(12)-8-1	【米・麦・大豆】乾燥・調製中も品種を確認している ★
(12)-8-2	【米・麦・大豆】品種の切り替え時には、乾燥機の清掃をしている ★
<b>点検</b>	乾燥調製作業時に、ラベルを掲示するなど、品種が確認できるようにします。また、品種の切り替え時に乾燥機を清掃していればチェックできます。
<b>説明</b>	乾燥機に品種名を表示するなどにより、品種の取り違えを防止します。また、乾燥作業前および品種の切替え時には、しっかりと清掃するとともに、乾燥機の周辺も清潔にするようにしましょう。
(12)-8-3	【米】品種の切り替え時には、粳摺り機の清掃をしている ★
(12)-8-4	【米】乾燥機・粳摺り機の周りは、こぼれ粳に注意して掃除している ★
<b>点検</b>	品種の切り替え時に粳摺り機を清掃するとともに、乾燥機・粳摺り機の周りは、こぼれ粳に注意して掃除していればチェックできます。
<b>説明</b>	乾燥機・粳摺り機の周辺は、品種の切り替え時にしっかりと清掃し、清潔に保ちます。また、周辺にこぼれ落ちた粳は必ず廃棄するなど、異品種の混入が生じないよう配慮します。

### 3 岩手県版GAPのレベルアップ ～こんな項目にも取り組みましょう～

- 岩手県版GAPのチェックシートには、農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（P3参照）の項目も一部取り入れて、各作物や地域に共通して取り組むべき事項を「基本様式」として示していますが、その他にも取り組むべき項目はたくさんあります。
- 以下に、岩手県版GAPのチェックシートの基本様式には入っていない国ガイドラインの項目を整理しました。岩手県版GAPの取組にあたっては、これらの項目をチェックシートに追加するとともに、具体的な内容を農業者自らまたは、産地で考えて実行し、取組内容のレベルアップを図りましょう。
- 国ガイドライン完全準拠のGAP取組とする場合は、「基本様式」のほか、「レベルアップ様式」の取組が必要です。
- ★印は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に関連する取組項目であることを示しています。

#### (13) 水の使用

使用する水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）を確認し、水源の汚染がなかった場合には用途に見合った改善策を実施している

(13)-1-1	<p>【野菜・果樹】農場で使用する水の水源について汚染の有無を確認している（原因例：家畜、生活排水など） ★</p>
点検	<p>水源を汚染するもの（例：堆肥や家畜排せつ物、生活排水の流入など）がないことを確認できればチェックできます。 水源の汚染が確認された場合は、汚染物質の除去や流入防止等の改善策を実施することでチェックできます。</p>
説明	<p>かん水や薬剤散布に使う水の種類を確認し、水源や水路、バルブ等に汚染がないことを確認しておくことが重要です。 汚染が確認された場合は、汚れている部分を清掃し、汚染源を除去するとともに、新たな汚染を防止する対策（流入防止対策等）が必要です。</p>
(13)-1-2	<p>【野菜・果樹】農産物の収穫・調製時に水を使う場合は、飲用できる水を使っている ★</p>
点検	<p>農産物の収穫・調整時に使用する水が水道水もしくは飲用に適する水であることが確認できていればチェックできます。</p>
説明	<p>野菜や果実は生食する機会が多いため、清浄な水を使用することで農産物を衛生的に保つ必要があります。</p>



## (14) 肥料の使用

堆肥を使用する場合は、病原微生物を含まないように適切に製造したたい肥を使用している

(14)-1-1	【野菜・果樹】完熟堆肥を使用している ★
点検	切り返しによる空気の供給や副資材による水分調整など、発酵を促進する作業が実施され、腐熟が進んだ堆肥を使用していればチェックできます（生の家畜ふんの使用ではチェックできません）。
説明	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、高温で発酵が進んだ堆肥を施用することが重要です。 購入堆肥を使用している場合は、販売元に製造方法を確認しておきましょう。

## (15) 作業者等の衛生管理

圃場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保など衛生管理を実施している

(15)-1-1	【野菜・果樹】衛生的な手洗い・トイレ設備を設置している ★
点検	圃場や各施設の近くに手洗い設備やトイレが設置（自宅のものでも可）されていればチェックできます。
説明	食中毒の原因の一つとして病原微生物が手指に付き、目や鼻、口を介して発症することが知られています。また、それらの病原微生物は道具や物品等を介して手から手と汚染が拡大するため、適切な手洗いを実施することが必要です。また、排せつ物は病原微生物や不快害虫（＝異物混入の要因）の発生源になるため、圃場や施設の近くに衛生的なトイレがあり、必要に応じて利用できることが重要です。
(15)-1-2	【野菜・果樹】汚水が圃場や水路を汚さないよう配慮している ★
点検	トイレの汚水が圃場や水路を汚染する恐れがなければチェックできます。
説明	屋外トイレは水洗式と非水洗式が流通していますが、それらの便槽や排水管に漏れや損傷がないか定期的に点検することが重要です。不備があった場合は速やかに修繕を実施し、清潔に保つようにしましょう。
(15)-1-3	【野菜・果樹】収穫作業以降、下痢やおう吐など感染症が疑われる時は、作業を行わないようにしている
点検	作業前に家族や作業者の健康状態を確認し、感染症にかかっているおそれがある場合、農作業に従事させないようにしていればチェックできます。
説明	発熱や嘔吐、下痢などの症状が見られる場合は感染症の疑いがあります。感染拡大を防ぐため、作業に従事させないようにすることが必要です。作業前ミーティング等で作業者の健康状態の確認をしましょう。 また、手指に化膿した傷があると黄色ブドウ球菌による感染リスクがあるので、重度の場合は作業させないことも重要です。

(16) 放射性物質のリスク防止【震災被害対応】

土壌の pH調整とカリ肥料を適正量施用している

(16)-1-1 圃場の土壌 pHを確認している	
点検	土壌分析結果をもとに、圃場の土壌 pHを確認していればチェックできます。
説明	作物が良好に生育するには、圃場の pHをその作物にとって好適 pHの範囲に整えることが必要です。pHが極端に低い場合は、塩基類が溶脱している可能性があります。
(16)-1-2 土壌診断結果に基づきカリ肥料を施用している	
点検	土壌分析結果をもとに、圃場の土壌中カリ含量が土壌維持管理基準値 (20mg/100g) を上回っていることが確認できればチェックできます。また、土壌中カリ含量が基準値を下回っている場合は、基準値まで土壌改良を実施すればチェックできます。
説明	カリ肥料は作物が放射性セシウムの吸収抑制に効果的とされています。土壌中のカリ含量が低いところで栽培された作物は放射性セシウムを吸収しやすくなる事例がみられるため、土壌中カリ含量が土壌維持管理基準を下回らないようにしましょう。

自家製の堆肥、培土等は暫定許容値 (400Bq/kg) 以下であることを確認し使用している

(16)-2-1 自家製堆肥等は利用可能であることを確認した上で使用している ★	
点検	県内で生産された牛ふん堆肥、鶏ふん、豚ふんを使用していればチェックできます。ただし、バークを含む堆肥を使用している場合は製造者に放射性物質検査結果を確認し、暫定許容値 (400Bq/kg) 以下であることを確認して使用していればチェックできます。
説明	放射性セシウムの含有量が低く、検査の必要性が低い堆肥は以下のとおりです。 ※農林水産省23消安第2561号 (H23. 8. 5) 、岩手県農林水産部農普第479号 (H24. 12. 13) ①県内で生産された牛ふん堆肥 ②鶏ふん、豚ふん ③稲わら堆肥、もみがら堆肥 それ以外の堆肥を利用する場合は400Bq/kg以下であることを確認する必要があります。

## 収穫及び出荷調製時に作物に土が付着しないように留意している

(16)-3-1	収穫用農業機械やコンテナ等を洗浄している
<b>点検</b>	収穫機械や収穫用コンテナ等を定期的に清掃していればチェックできます。もしくはコンテナ等から作物に汚れが付かないような対策（例：シートなどを敷き、交換する）を実施している場合もチェックできます。
<b>説明</b>	繰り返し使われる収穫機械や収穫容器は清潔に保つ必要があります。例えば、定期的に清掃する、収穫容器が地面に触れないようにシートを敷く、収穫容器内に敷物を敷くなどの対策があります。
(16)-3-2	清潔なハサミや手袋を用意している
<b>点検</b>	収穫等に用いるハサミや刃物等の農具を使用した日のうちに洗ったり、収穫時に使用する手袋を適切に洗浄もしくは交換したりしていればチェックできます。
<b>説明</b>	収穫等に用いる農具や手袋から、農作物に土が付着しないよう注意しましょう。
(16)-3-3	収穫物を洗浄している（主に根菜類）
<b>点検</b>	清浄な水で洗浄していればチェックできます。
<b>説明</b>	収穫物の洗浄には清浄な水を使いましょう。なお、野菜の最終洗浄に用いる水は飲用に適している水が望ましいと思われまます。
(16)-3-4	選別や調製前の手洗いを励行している
<b>点検</b>	選別や調製作業前に手洗いしていればチェックできます。
<b>説明</b>	農作物に直接触る前には手洗いを実施して、土が付着しないよう注意しましょう。
(16)-3-5	出荷調製台を清掃している
<b>点検</b>	調整作業前後に清掃し、清潔な状態を保っていればチェックできます。
<b>説明</b>	出荷調製台は使用前の清掃だけでなく、使用後にも清掃することで汚れや微生物の拡散を防ぐことが重要です。また、清掃に使うブラシや布も清潔なものを使用しましょう。

(17) 農薬による環境負荷の低減対策

被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する対策を実施している

(17)-1-1 【野菜】ポリエチレンフィルム等による土壌被覆を実施している ★	
点検	土壌くん蒸剤を使用する場合、薬剤の注入後、速やかにポリエチレン等で地表面を被覆していればチェックできます。
説明	土壌くん蒸剤は土壌中で拡散する必要があるため、分子量が小さくて気体になりやすいものが多く使われています。広い面積を効率良く処理できますが、使い方を誤ると大気中に薬剤が放出されるため、正しい使い方を実施しましょう。

(18) 土壌の管理

必要に応じて、土壌の侵食を軽減する対策を実施している

(18)-1-1 不耕起栽培を実施している（適地の場合） ★	
点検	土壌侵食が問題となっている場合、不耕起栽培に適正のある土壌であることを確認し、当該技術を実施していればチェックできます。
説明	傾斜地等で土壌侵食や流亡が発生している場合には対策が必要です。不耕起栽培による土壌流亡の軽減効果を評価する知見があります。しかし、雑草が多発した事例や粘土質の土壌で発芽率が低下する事例などもあるため、作溝や草生栽培等の他対策についても検討しましょう。
(18)-1-2 堆肥施用等により土壌の透水性を改善している ★	
点検	堆肥を適切に施用していればチェックできます。
説明	雨水など表面水によって土壌侵食や流亡を防ぐため、堆肥の適切な施用により、土壌の透水性や排水性の改善を図ることが重要です。
(18)-1-3 圃場周辺に溝を掘るなど、土壌の侵食、流亡を軽減する措置を実行している	
点検	土壌侵食や流亡対策に効果的な対策を実施していればチェックできます。
説明	土壌侵食を軽減する対策として、堆肥の施用以外にも以下のようなものがあります。 ①畦間等への稲わら等により被覆 ②樹園地での草生栽培 ③カバープランツによる畦畔管理 ④作溝等による流出対策 等

## (19) 肥料による環境負荷の低減対策

堆肥を使用する場合は、外来雑草種子の殺滅のため適切に堆肥化されたものを使用している

(19)-1-1	完熟堆肥を使用している ★
点検	<p>切り返しによる空気の供給や副資材による水分調整など、発酵を促進する作業が実施され、腐熟が進んだ堆肥を使用していればチェックできます（生の家畜ふんの使用ではチェックできません）。</p> <p>※【野菜・果樹】は(14)-1-1と連動します。</p>
説明	<p>堆肥を施用する場合は、外来雑草種子の殺滅対策として、高温で発酵が進んだ堆肥を施用することが重要です。</p> <p>購入堆肥を使用している場合は、販売元に製造方法を確認しておきましょう。</p>

## (20) 特定外来生物の適正利用

セイヨウオオマルハナバチを利用する場合は、飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理を実施している（法令上の義務）

(20)-1-1	【野菜・果樹】飼養に関する環境省の許可を取得している ★
点検	<p>セイヨウオオマルハナバチを利用している場合、環境省の飼養等の許可を取得していればチェックできます。</p>
説明	<p>セイヨウオオマルハナバチは特定外来生物に指定されているため、飼養には環境省の許可が必要です。</p>
(20)-1-2	【野菜・果樹】栽培施設の全ての開口部をネット被覆している ★
点検	<p>セイヨウオオマルハナバチを利用している場合、飼養している栽培施設の全ての開口部がネットで被覆されていればチェックできます。</p>
説明	<p>セイヨウオオマルハナバチの飼養にあたっては、逃げ出さないように栽培施設の全ての開口部をネット（目合い4mm×4mm以内）で覆う必要があります。また、出入り口は戸が二重であることも求められています。</p>

## (21) 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策

### 周辺環境の生物多様性の確保に配慮して、圃場に鳥獣を引き寄せない対策を実施している

(21)-1-1	食品残さ管理の徹底や放任果樹等を除去している ★
<b>点検</b>	障害果等の規格外農産物や食品残渣を圃場やその周辺に放置せず、堆肥化や圃場へのすき込み、埋設などの対策を実施していればチェックできます。また、果樹では収穫しないで放置している樹がないように管理していればチェックできます。
<b>説明</b>	鳥や獣の餌となるものを圃場もしくはその周辺に放置すると、それらを呼び寄せ、居つく原因となります。餌場としての価値を下げるのが、獣害防止の重要な対策となります。
(21)-1-2	侵入防止柵を設置している ★
<b>点検</b>	※鳥獣害が発生していなければ該当外です。 獣害防止対策の柵等を必要に応じて設置していればチェックできます。
<b>説明</b>	被害がすでに発生している圃場では、柵等による防護手段の実施が効果的です。ただし、対象となる獣の種類によって効果的な防護手段が異なるため、被害状況をよく確認の上、適切な防護手段を選択するようにしましょう。
(21)-1-3	追い払い活動を実施している ★
<b>点検</b>	鳥や獣が人を恐れ、近づかないように追い払い活動を実施していればチェックできます。
<b>説明</b>	追い払いに使用される道具として、パチンコやモデルガン、ロケット花火等がありますが、いずれも使用の際には周囲の安全を確保し、人や物財に危害が及ばないようにする必要があります。なお、がん具煙火として販売されているもの（ロケット花火等）は火薬重量が10g以下の物を使用し、かつ1日当たり200個以下の消費であれば、県知事の許可は不要です。

(22) 営農再開圃場の生産安定化【震災被害対応】

塩害の防止に留意している

(22)-1-1	圃場の土壌EC（電気伝導率）を確認している
点検	※東日本大震災による津波被害を受けていない圃場は該当外です。営農再開圃場について、土壌分析を実施したうえで土壌ECが0.6以下mS/cmであることを確認していればチェックできます。
説明	津波で被災した圃場での営農再開にあたっては、塩害による被害防止が重要です。

土壌改良及び施肥に留意している

(22)-2-1	（客土した場合）分析結果に基づき土壌改良を実施している
点検	※東日本大震災による津波被害を受けていない圃場は該当外です。営農再開圃場について、客土した場合に土壌分析を実施し、必要に応じて土壌改良を実施した場合にチェックできます。
説明	津波で被災した圃場について、作土の喪失や地盤沈下への対策で客土等がなされたことから、土壌分析を実施して土壌中の養分状態について把握し、必要に応じて土壌改良を実施することが重要です。
(22)-2-2	（作土が残存している場合）地域の標準施肥量を施用している
点検	※東日本大震災による津波被害を受けていない圃場は該当外です。営農再開圃場については、地域の栽培暦や指導資料を参考に標準的な施肥を実施していればチェックできます。
説明	営農再開圃場については、施肥の過剰施用を避け、地域の栽培暦や指導資料を参考にして、適切な施肥を実施していればチェックできます。

復旧工事の終了が通常に移植時期より遅れる場合は適切に対応している

(22)-3-1	【米】移植晩限を確認した上での苗等を手配している
点検	※東日本大震災による津波被害を受けていない圃場もしくは前年度までに復旧工事が完了している圃場は該当外です。復旧工事の終了時期が通常に移植時期より遅くなる可能性がある場合に、当該地域及び対象品種の移植晩限を確認した上で苗の購入や準備を行っていればチェックできます。
説明	低温による登熟不良と収量低下を避けるため、移植晩限日を確認した上で栽培計画を決めることが重要です。移植予定日が移植晩限より遅くなる場合は、WCSへの切り替えや大豆等の作付を検討する必要があります。

(23) 施設の管理・運営体制の整備

施設の管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確化している

(23)-1-1	【米・麦】施設管理マニュアルを作成している ★
点検	※ライスセンター等の乾燥調製貯蔵施設（仕上げもみ重でおおむね1000t以上）を所有している場合は1)を参照し、それ以外の乾燥調製貯蔵施設（貯蔵のみの施設は除く）を所有している場合は2)を参照すること。なお、乾燥調製貯蔵施設を所有していない場合は該当外になります。 1)カントリーエレベーターやライスセンターなどの乾燥調製施設を所有している場合、以下の①、②の両方を満たすことでチェックできます。 ①施設の管理者がオペレーターと区別され、その責任分担が明確化されている。 ②施設の管理者が工程上の異常を想定し、その対処マニュアルを作成している。 2)乾燥・調整工程で使用する機器・設備類の取扱説明書を整理保管し、必要に応じて速やかに利用できるようにしていればチェックできます。
説明	1)乾燥調製施設の管理者は、過剰な荷受けが発生した際に翌日の荷受け停止を判断する立場にあるため、オペレーターとは責任の分担を明らかにする必要があります。また、施設の操作や乾燥・調製作業は高度な知識や判断を求められるため、責任者はオペレーターに対して研修を実施し、資質向上に努めることも重要です。加えて、想定される異常事態に対する対処マニュアルを作成しておくことも必要です。 2)乾燥・調整施設や設備を適切に使用するため、機器類の取扱説明書をよく読むとともに、必要な際にすぐ確認できるように整理保管することが重要です。



## (24) 作業環境への対応

### 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応を実施している

(24)-1-1	危険箇所の表示板設置等を実施している ★
点検	圃場や施設内について農作業事故の原因となる可能性がある場所やケガをする危険性がある箇所を事前に確認し、注意喚起や危険を知らせる表示板等を設置している場合にチェックできます。
説明	圃場やその経路上で事故が予想される場所を事前に把握し、危険箇所を「見える化」することは極めて重要です。例えば、わかりにくい位置にある路肩や水路・側溝等をポールや旗等で位置を知らせるなどがあります。また、施設内でもケガや事故の原因になりそうな箇所について、表示板等で注意喚起するようにしましょう。
(24)-1-2	圃場入り口における傾斜緩和、拡幅を実施している ★
点検	圃場やその周辺について、農作業事故を防ぐための対策を実施していればチェックできます。
説明	農作業事故を防止するため、圃場や施設内の危険箇所を事前に把握したうえで、以下の例のような対策を実施することが効果的です。 例①：農道の曲り角に隅切（＝曲がり易くするために、角を削ること）を施す、路肩を見やすくするために草刈を実施する、軟弱な路面を補強する、路面の溝や轍を埋める等 例②：圃場の出入り口について傾斜を緩くする、幅を広くする、段差を小さくする、軟弱な場合は補強する等

## (25) 燃料の管理

燃料の容器には適正なものを使用し、専用の場所に保管している(法令上の義務を含む)

(25)-1-1	燃料の種類に応じた適正な容器を使用している ★
点検	ガソリンや灯油を入れる容器について、適切なものを使用していればチェックできます。
説明	燃料類を入れる容器は消防法に適合したものを使用する必要があります。ガソリンは金属製容器もしくは金属製ドラムであることが求められ、プラスチック製容器は使用できません。軽油については30ℓ以下はプラスチック製容器でも可ですが、それ以上である場合には金属製容器もしくは金属製ドラムである必要があります。
(25)-1-2	保管場所への施錠や防油堤の設置を行っている ★
点検	以下の1)もしくは2)を満たしていればチェックできます。 1)燃料庫等屋内で燃料を保管している場合、みだりに人が立ち入ることがないように施錠がなされていること 2)ホームタンク等の屋外で燃料を貯蔵している場合、消防法等で定められている基準等に従って適切な管理がなされていること
説明	燃料を保管している施設では、火災の発生を予防するため火気の持ち込みや、関係者以外が立ち入ることがないように施錠するなどの対策が重要です。屋外で燃料を保管している場合は、環境汚染を防ぐための漏洩対策も重要です。なお、各自治体の火災予防条例では一定量以上の燃料を保管している場合、防油堤の設置を求めているため、自分の地域における火災予防条例の内容を確認するようにしましょう。
(25)-1-3	燃料そばで機械、工具の使用を禁止している ★
点検	燃料保管場所の近くに工具や機械類を放置していないこと、または持ち込んで作業しないことを確認できればチェックできます。
説明	燃料を保管している場所の近くに火気を持ち込むことは厳に慎むべきです。また、「火気厳禁」の表示などで防火に対する注意を喚起することも重要です。

## (26) 事故後の備え

### 事故後の農業生産の維持・継続に向けて保険に加入している（法令上の義務を含む）

(26)-1-1	死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等に加入している ★
点検	労働災害の補償に関する保険（例：労災保険、農作業中傷害共済等）に加入しているればチェックできます。
説明	労災保険の強制加入条件は以下のいずれかを満たす場合になります。1) 法人、2) 常時雇用5人以上の個人事業者、ただし、事業主が労災保険に特別加入している場合は労働者を1人でも雇った時点で強制加入の対象となります。雇用者数が少ない場合は任意適用とされていますが、災害時の治療費負担や収入減などが生活に影響を与えるおそれがあります。健全な経営を考える上では、こうした場合の労災保険の特別加入を検討することも重要です。
(26)-1-2	第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険に加入している ★
点検	農業用車両、機械等に対する任意保険や共済へ加入している場合にチェックできます。
説明	トラクターは自賠責保険の強制加入の適用除外対象のため、事故に対する保険に加入していない場合が多いとされています。しかし、万が一事故が発生した場合、自賠責保険すら加入していない状態では加害・被害を問わず費用や手続き上の問題となることが想定されます。農業用自動車を対象とした保険や共済もありますので、それらの加入について検討しましょう。

(27) G A P 全般

生産工程管理を実施している

以下の手順による生産工程管理を実施している

- ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定【P】
- ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存【D】
- ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存【C】
- ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し【A】

(27)-1-1	年1回以上、G A P の取組みを自己点検している ★
点検	年1回以上、G A P の取組みについて、チェックリスト（参考様式）等を活用しながら自己点検を実施し、課題や問題点の改善を図っていればチェックできます。
説明	栽培実績や作業経過等の記録を確認しながら自己点検を実施し、問題点や改善を要する事項を把握することは経営改善を進める上で重要な意味を持ちます。抽出された問題に対する解決策や改善方法を検討し、次回の作付に反映させることは、より効果的で働きやすい環境整備につながります。
(27)-1-2	普及指導員、営農指導員から農業生産に関する指導を受けている ★
点検	普及指導員や営農指導員等から、農業技術指導を受けている場合にチェックできます。
説明	栽培技術や肥料、農薬の動向に注意し、最新情報を収集することは極めて重要です。特に農薬は登録内容の変更や登録抹消、より効果的な薬剤の新規登録などがあります。信頼できる指導機関等から適切な情報を得るようにしましょう。
(27)-1-3	自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者（取引先）による点検または第三者（審査・認証団体等）による点検の仕組みを活用している ★
点検	岩手県版G A P 確認制度の確認申請を実施していればチェックできます。また、生産部会等で取り組んでいる場合は部会責任者、特定の取引先への出荷組合等で取り組んでいる場合は取引先からG A P の取組内容の点検を受けていればチェックできます。
説明	G A P の取組を進める上で自己点検による評価・改善は重要ですが、他者から確認や指摘を受けることで、新たな問題点や見落としとしていた課題に気付くことも多く、G A P への取組がより効果的に深まります。

(28) 技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用

農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)を保護・活用している

(28)-1-1	技術内容の文書化、秘密事項の管理規定を整備している ★
点検	※「知的財産」として保護・活用する技術等が存在しない場合は該当外です。自ら開発した新技術等の内容について文書化した上で、「知的財産」として保護・活用するために、権利化や秘匿、公開するなどの手段を選択し、決定していることが明示できればチェックできます。
説明	新しい技術を「知的財産」として保護・活用する場合、どのような手段を用いて保護するのか、どのように活用するかを事前に検討しておくことが必要です。また、その方向性が決まる前は他者に技術等の内容を教えないように注意するとともに、技術の内容等について文書化を進めておく必要があります。

登録品種の種苗は適正に生産されたものを使用している（法令上の義務を含む）

(28)-2-1	種苗購入時に表示を確認している ★
点検	種苗を購入時に、指定の表示内容（種苗業者名、品種名、生産地等）を確認していればチェックできます。
説明	指定種苗制度で指定されている種苗には表示しなければならない事項が定められています（種苗業者名、品種、生産地、採種年月、発芽率、数量、使用農薬等）。購入時には表示内容をよく確認し、正しい種苗を使うようにしましょう。
(22)-2-2	登録品種の種苗を譲渡する場合は権利者からの許諾を得ている ★
点検	登録品種の種苗を譲渡（有償・無償問わず）する場合は、権利者の許諾を得て実施していればチェックできます。
説明	優良な品種は農業生産の重要な柱ですが、新品種の育成には多大な費用と労力が必要になりますその育成権者の権利を保護するために種苗法が定められ、登録品種の種苗や収穫物を利用するには同法の遵守が義務付けられています。なお、栄養繁殖植物のうち自家採種が禁止されている82種類（野菜4種、果樹3種、その他県版GAPの対象外75種）の植物を増殖する場合も権利者の利用許諾を得る必要があります。

(29) 情報の記録・保管

圃場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存している

(29)-1-1	圃場台帳を作成している ★
点検	圃場の位置や面積がわかる台帳や図面を作成していればチェックできます。
説明	作業計画や農薬肥料使用計画を効率的に策定するために、圃場に関する情報を整理・記録することは非常に効果的です。また、コンタミ防止や連作障害回避を考える場合は、前作の作付状況などの情報も重要なため、栽培履歴がわかるように整理することも有効です。

生産物の出荷等に関する記録を作成・保存している（米は法令上の義務を含む）

(29)-2-1	<p>出荷台帳等を作成・保管している ★          （農作物の出荷に関する記録については1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）、ただし米穀等の取引等に関する記録については原則3年間）</p>
<p><b>点検</b></p>	<p><b>【米】</b>          以下の項目①～⑦を満たす取引記録を作成、保管（3年）していればチェックできます。なお、実際の取引で使用する伝票が項目①～⑦を満たしている場合、それを保存することでもチェックできます。          米記録項目：①品名（例：ひとめぼれ等）、②産地（非食用途は記載不要）、③数量、④年月日（搬出した日、受注日でも可）、⑤取引先の名称または氏名、⑥搬出先の場所（取引先住所と違う場合に記載）、⑦用途を限定している場合はその用途（例：加工用米、飼料用等）</p> <p><b>【米以外】</b>          以下の項目①～⑤を満たす出荷記録を作成、保管（1～3年）していればチェックできます。なお、JA等の第三者へ販売を委託している場合は、記録の作成および保存を依頼していてもチェックできます。          米以外記録項目：①品名、②出荷先（販売先）の名称及び所在地、③出荷（販売）年月日、④出荷（販売）先毎の出荷（販売）量、⑤（実施していれば）微生物や残留農薬等の検査記録</p>
<p><b>説明</b></p>	<p>米トレーサビリティ法は米の取引記録や産地情報が生産から販売まで一貫して共有することで、食品として安全ではない米の流通防止や問題があった際の速やかな回収と責任の明確化を目的としています。この法では米を生産する農業者も取引に関する記録の作成・保管（3年間）が義務付けられています。また、食品衛生法第1条の3第2項の指針（ガイドライン）では、食品等事業者（農業者も含まれます）の責務として、食品の販売に関する記録の作成と保存の努力を求めています。これは、食中毒が発生した際、原因となった食品の早期特定や排除により、食中毒の拡大を防ぐために導入されています。</p>
(29)-2-2	<p>農業生産に関する記録類（出荷記録以外）について、取引先からの求めに応じて1～3年間の一定期間保存している</p>
<p><b>点検</b></p>	<p>生産履歴や作業記録（日誌）、肥料や農薬、資材等の購入伝票等を一定期間（1～3年）保存し、取引先からの求めに応じて情報提供できるようにしていればチェックできます。</p>
<p><b>説明</b></p>	<p>生産履歴や作業記録（日誌の）の保存期間はGAPに取り組む視点での目安になります。また、各記録は取引先等からの求めに応じて提供できるように整理・保管することが重要です。なお、肥料や農薬等の購入伝票は確定申告にも使用するものですが、税制関連法令に基づく期間の保存が義務付けられていることに注意しましょう。</p>

(30) 特定の米穀についての保管・管理

用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管している(法令上の義務)

(30)-1-1	<p>【米】用途ごとに別棟にするなど他の米穀とは区分保管し、「票せん」による用途表示を実施している ★</p> <p>※出荷販売業者の取組</p>
<p>点検</p>	<p>※用途限定米穀：加工用米、新規需要米（飼料用、米粉用、輸出用、バイオエタノール用等）、備蓄米</p> <p>※米食用不適米穀：カビが付着した米穀、重金属の基準値を超えた米穀、残留農薬基準値を超えた米穀</p> <p>※食用不適米を所有せず、かつ下記の項目のいずれかを満たした場合は該当外となります。</p> <p>①生産した米全てをJAやその他米を出荷する業者に販売委託している場合（自家消費や縁故米として手元に保有する分を除く）</p> <p>②生産した主食用米もしくは用途限定米穀のいずれか全てを共同乾燥施設に搬入している場合</p> <p>③用途限定米穀を生産していない場合</p> <p>保管する米について、用途ごとに以下の項目を満たす方法で管理していればチェックできます。</p> <p>①保管する米について、各用途ごとに別棟で管理し、明確に区分していること。ただし、収穫時期等の繁忙期に倉庫の収容能力が不足しているなどのやむを得ない事情がある場合は他用途米とともに保管することができる。</p> <p>②保管している米は用途が明らかになるように「票せん」による掲示を行うこと。ただし、他用途米と同じ倉庫に保管している場合は、パレット等により区分を明確にした上で、用途ごとに「票せん」による掲示を行うこと</p>
<p>説明</p>	<p>JA等に委託販売を行っていても、米を産直や消費者に継続的に販売（量の多少は問わない）していれば、出荷販売業者とみなされます。</p> <p>このため、加工用米や新規需要米などの用途限定米穀に取り組んでいて、農場で主食用の米と一緒に保管（一時保管も含む）している場合は、上記の点検欄に記載した内容の取組が求められます。</p>

用途限定米穀、食用不適米穀を適切に販売・処分している（法令上の義務）

(30)-2-1	【米】販売するときは包装容器に用途を表示している ★
<p><b>点検</b></p> <p><b>説明</b></p>	<p>※(30)-1-1が該当しない場合は該当外です。 用途限定米穀を販売する際に、包装等に指定された表示を行っていただければチェックできます。ただし、用途限定米穀の全てについて、JAやその他米を出荷する業者に販売委託している場合も該当外になります。</p> <p>用途限定米穀を販売するには、用途を明確にするための表示方法及び内容が定められており（省令第4条第1項第1号、同条第2項）、それに従う必要があります。</p>
(30)-2-2	【米】販売先との契約に他用途への転用禁止を定めている ★
<p><b>点検</b></p> <p><b>説明</b></p>	<p>※(30)-1-1が該当しない場合は該当外です。 用途限定米の販売先に対し、定められた用途に確実に使用されるよう、契約上の措置を実施していただければチェックできます。</p> <p>用途限定米穀は省令第2条により、定められた用途以外への使用（例：加工用米の主食用米への転用）が禁止されています。このため、用途限定米穀を販売する場合には、定められた用途に確実に使用されるように、契約上での措置を求めています。例としては、販売先に誓約書の提出を求めたり、契約書に違反した場合の違約金条項の明記などが挙げられます。</p>
(30)-2-3	【米】関係法令に留意して非食用として適切に処分している ★ ※出荷販売業者の取組
<p><b>点検</b></p> <p><b>説明</b></p>	<p>※(30)-1-1が該当しない場合は該当外です。 ※食用不適米穀を所有していない場合も該当外です。 所有する食用不適米について、以下の①、③、④のいずれかの方法によって処分すればチェックできます。なお、②による処分の場合は、譲渡先に対して食用転用防止措置及び契約等措置を実施していただければチェックできます。 ①廃棄する、②関係法令による規制に留意し、非食用として確実に使用すると確認できた事業者へ直接譲渡する、③自ら食用に供しない物資の製造を行っている場合、関係法令による規制にも留意し、当該用途に自ら使用する、④仕入元に責任がある場合、返品する</p> <p>食用不適米穀は食品衛生法の規定により、販売することができません。このため、省令第7条に定められた方法で処分する必要があります。また、譲渡先がある場合は、譲渡先で適切な処分が実施されるような措置（省令第8条）を実施する必要があります。</p>